

令和2年度 市民税・県民税 申告書（分離課税等用）

		整理番号	
フリガナ		生年月日	電話番号
氏名		明・大・昭・平・令	

分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	特例適用条文	① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 所得金額(①-②) 円	④ 特別控除額 円	⑤ 所得金額(③-④) 円

株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

区分	収入金額 円	必要経費 円	差引金額 円

焼津市使用欄（記入不要）

		収入金額 円	
短期譲渡	一般	201	
	軽減	205	
長期譲渡	一般	210	
	特定	214	
	軽減	218	
一般株式等の譲渡		223	
上場株式等の譲渡		227	
上場株式等の配当		251	
先物取引		235	
山林		239	
退職		243	
		所得金額・特別控除額 円	
短期譲渡	一般	特控前	202
		特控	203
軽減	軽減	特控前	206
		特控	207
長期譲渡	一般	特控前	211
		特控	212
	特定	特控前	215
		特控	216
	軽減	特控前	219
		特控	220
一般株式等の譲渡		224	
上場株式等の譲渡		228	
上場株式等の配当		252	
先物取引		236	
山林	特控前	240	
	特控	241	
退職		246	
特例適用条文			

上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	負債の利子 円	差引金額 円

特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

① 給与収入金額 円	② 特定支出の金額の合計額 円	所得金額(①-②) 円

(赤字の場合は0)

山林所得に関する事項

① 収入金額 円	② 必要経費 円	③ 特別控除額 円	④ 青色申告特別控除額 円	所得金額 (①-②-③-④) 円

退職所得に関する事項

① 収入金額 円	勤続年数 年 (年 月間)	② 退職所得控除 円	③ 差引金額(①-②) 円	所得金額(③×1/2) 円

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

特例条文 短期	209	特例条文 長期	222
------------	-----	------------	-----

分離課税所得の計算方法について

〈土地・建物等の譲渡所得等の税額の求め方〉

土地や建物、株式等の資産を譲渡した場合の所得や先物取引等の所得は、給与所得や事業所得等の他の所得と分離して税額計算を行います。

土地・建物の譲渡においては、譲渡した資産の所有期間（譲渡した年の1月1日を基準に判定します。）によって長期又は短期の譲渡所得に区分され、税率や税額の計算方法などが異なります。

① 課税譲渡所得金額

$$\text{収入金額} - \left(\text{譲渡した資産の取得費用} + \text{譲渡費用} \right) - \text{特別控除額(注1)} - \text{所得控除額(注2)}$$

(注1) 公共事業などのために土地建物を売った場合、一定の要件のもとに5,000万円を限度とする特別控除があります。その他にも居住用財産を譲渡した場合の特別控除などがあります。

② 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分

	所有期間	長期・短期の区分
土地・建物等	5年超	長期譲渡所得
	5年以下	短期譲渡所得

(注2) 総所得金額から控除しきれなかった所得控除額がある場合、その金額を控除します。

③ 土地・建物等の譲渡所得等の税率

区分		算式
短期譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税5.4%、県民税3.6%、所得税 30%）
	軽減分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
長期譲渡所得	一般分	課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
	特定分	[2,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%）
		[2,000万円超]
軽減分		[6,000万円以下] 課税譲渡所得金額×税率（市民税2.4%、県民税1.6%、所得税 10%） [6,000万円超] 市民税 144万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 3.0% 県民税 96万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 2.0% 所得税 600万円 + (課税譲渡所得金額-6,000万円) × 15%
一般株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の譲渡		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
上場株式等の配当		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）
先物取引		課税譲渡所得金額×税率（市民税3.0%、県民税2.0%、所得税 15%）

〈源泉分離課税の対象とされなかった退職所得の課税所得の求め方〉

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

【税率】 市民税6%・県民税4%

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年までの場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

※勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算します。
※障害退職の時は、退職所得控除額に100万円を加算します。
※勤続年数5年以下の役員等の場合は、退職所得の計算が変わります。